

福祉用具専門相談員指定講習会

| | |
|---------------|--|
| 講習名 | 職業訓練法人 西都職業訓練会 西都高等職業訓練校 福祉用具専門相談員指定講習会 |
| 講習期間 | 平成31年1月28日(月) ~ 平成31年2月8日(金) *土、日、祝祭日は除く 計51時間 |
| 講習会場 | 職業訓練法人 西都職業訓練会 西都高等職業訓練校 3階 大会議室 宮崎県西都市大字三宅2215番地 |
| 定員 | 20名 (受講希望者が10名以下の場合には開講しない) |
| 受講料 | 48,600円(税込、テキスト代込) *補講に係る費用は、1時間当たり2,000円 (受講開始後のキャンセルは原則として返金しない) |
| 講習カリキュラム | <ul style="list-style-type: none"> ① 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割2時間・・・2時間 ② 介護保険制度等に関する基礎知識・・・4時間 ③ 高齢者と介護・医療に関する基礎知識・・・16時間 ④ 個別の福祉用具に関する知識・技術・・・16時間 ⑤ 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識・・・7時間 ⑥ 福祉用具の利用の支援に関する総合演習・・・5時間 ⑦ 修了評価・・・1時間 |
| その他 | <p>福祉用具専門相談員とは、介護保険を利用して福祉用具を利用する際に、利用者本人やご家族のご要望に応じて、その方の状況にあった福祉用具の選定や使用方法等の相談や用具の調整等を行う専門職です。</p> <p>福祉用具の貸与事業を行う指定事業所には2名以上の福祉用具専門相談員を配置することが義務づけられており、介護保険の受給対象となる福祉用具の貸与・販売に際しては、福祉用具専門相談員の技術的支援等が不可欠となります。尚、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第37号)第194条に定める一定の有資格者については、本講習を受講しなくても福祉用具専門相談員として従事することが出来ます。</p> <p>本講習は、どなたでも受講出来ますが、全カリキュラムを履修していただき、修了評価試験において当法人が定める基準点に達した方に、修了証明書を交付することになっています。</p> |
| 受講申し込み・問い合わせ先 | 職業訓練法人 西都職業訓練会 西都高等職業訓練校 〒881-0005 西都市大字三宅2215番地 TEL 0983-43-1087 FAX 0983-32-0006 |
| ホームページURL | http://saito-kunren.ac.jp  |
| |  |